世事見聞録 七

内閣文庫
類 和書
號 八三〇四
冊 八
架 二一三函 二

太政官文庫
類 和書門
號 八三〇四
函 一一
架 六
冊 八

随筆

内閣文庫
番號 和 8304
冊數 8 (8)
函號 213 14

国立公文書館
National Archives of Japan

世事見聞録巻之七

一 穢多非人の事

一 米穀売不足の事

一 山伏の事

一 日本神國と云事

一 此篇に於せるものの事

一 古義録の事

明治十三年購求

五九七一番

小澤文庫

淺草文庫

書籍館圖書

世事見聞録巻之七

穢多非人の事

穢多非人の[illegible]と唱ふるものとなり三千[illegible]
[illegible]萬[illegible]

[illegible]の穢多[illegible]

元[illegible]非人[illegible]

[illegible]

[illegible]穢多の[illegible]

[illegible]穢多[illegible]

[illegible]の[illegible]

併吉右ハきと穢多も七八人有とかや其上非人ら
其の頭に何りて意役相中穢多に拘く
太政入道化より以来穢ハ生判官判と称ず
考務と共へ文小動ハと書信ども候て其上同じくと
いふ全体世の常の談も当たり者年々立ちてみちも
清かも出して埋はさしたる事の人の中国とて主人仏
殿ハ定まりの文をいはし其余の仏御弥も吉右林と云
穢多の祥とも云ふ年老て牛馬を屠りて今ハ其楽を
能くれ罷出て其にて穢し件に開る利く肉と
食ひて吉とかく世度を改めたるにしき人の穢多

其也其也念仏といふ者も二人を得て二百年弥女の其上
すりといふ物牛馬ハ此我と聊かもこれのみ仏乞ハ
源定まるとも拾給ハ此も復し竝業作停止て穢多
安否若しきとて屠し皆悉若くして未だなくして屠るハ不
其乗りしと云ふ親肉を食ふハ屠り生し其死する穢多
し歳ゆくし頗て穢多の仏事くは法皆のものあり
まつ此人の掟と定め給ハ何ものもの牛馬を包し屍を
無実掃へ宮検利役捨り十ケ補縄等を云
彼役者ありものの支はり御様其外居書へを抄へし文
捕ふとしつゝ其事等へ出のくる

当流の法人のとゝくすれるもの権威とふり悪意を厭と
もの名目とれ町山並ハ常用とまの〜御座先たとものき
ふかと云ふ茶中ニて宮さらへとも屋并ハ御茶ふ揃の中
すゝと云道具なる茶器とき多も茶事悪意を押出と
作りて閑花物あれ文房く似意の中揃〜ありのと被
まゝ自ら尚盆揃の室へ入とゝ当る〜事〜の別ハ名意く
揃〜まゝ書ませしてハ希力へとも様と盛んて路傍
云ふよ茶道とても茶ハ天狗の云得ものゝと御厭ふ法
物むつゝ出くよふとく今日も人性鈍ハ一端一揃のもの
へと当せて淡花の揃とせしものゝうすゝ今ハ左も浅

一揃もの法物と思ひし一と年事と一旦子法ひ物揃を後と
して言識の法則よ作りもよ云ふ本来を茶意
料茶出来し向材ハ物ゝと色茶を作ハすゝてと多へき
ものゝと見て云ふ宗旅のまゝ成らる名ハ此へニ少くもの
まて好様すゝ法器病ゝと云し或ハ件娘平との法様
段と娘め妙舞其の味或ハ揃花ものむよし或ハ
料理閑茶を云ふの絵とも出へまゝと揃ふ人結出揃ふ
揃銀茶の様子ハ刻ゝ味ハ華ゝの如きと御とすゝ世の
悟しとも一作名力と常とも何安く先出てゝ今上作成
と心よ左ふうすふハ一切都とも〜とすゝゝ左并ハ今も法令

それより替りて今の世となりて語り出しゝとかや　金平ハ儀に
語りし人形へ語りの語り(?)に安きものにしむ故に是を
ま遠しものにし物文字の外へ出る者の始め文道
より語の始めより語にて伝絶して人へと
其代語を見るの語し太平記をよみて伝はる所にて語りたり
浄瑠璃を物語に成出て又妻娘成ものの女と云
し是文字を語りし浄瑠璃姫と義理の浄瑠璃物語にして
一説ニ語を節付て後に出る世語を節を付て
物語によりて操といはしとよし数年の年月を
経て浄瑠璃の十二段草子の語りを作りて日本

の物語の初にて曾我物語の語りをもつて某新作化粧の更
しく替りてもの人へ先代の御かふ其筆の所人語り
時より初め昔浄瑠璃を語りし所々稽古の嵐
八幡太郎義家の妹浄瑠璃の草紙と依りての物語と云人
弾箏しての物語によりて文禄　御代の由緒の六
平太郎の妻八浄瑠璃にて出語りてからもに出し是より大作
出人の妻娘も是に用ひてからなりて是より今の浄瑠璃の
浄瑠璃姫といふもの是に作りて是より是を浄瑠璃に遠
ひ世の室へ出る由の事に浄瑠璃語りてかくに在る
所々とも太夫の替りて我分を語りもて浄瑠璃根元

しつる武家と百姓か相分れし後て高世の農ハ悪因縁なり
し右件武家も少年の小姓元服へ入の武も若の外さし
指合すハ相具篇宗の全ハ実家退安精と見へし名頭
ま表中能々にいは残る体のいて後を見ら年は無記
振舞を評判のつとめし百姓も国家人ハ上ま要也と
略さうりの分のかけ見る大作人方なる倫要あ者へ相承
て要然の礼段ハ深く如文示存る礼式ると此行の事と
すつはる夜武家百姓ハそれは分と多かきて成かれ文屋と
倫か百姓ハ京の経ハ年内毎月と計へ拾すにいて
能へ見つれ揺るる所人ハ年中十かきよ毎京の経と唯ふ

し今ハ武士分も町人の了きは屋と唯ひ前後の青葉茶
これも見る作とそ町人分かハ文禄元年へ至る給急と恭らし
世の姓婦終れかく来らすき流れ幼く月記の四書とと
和漢古今の珍類珍器も山海の珍味も不安足由も
下様の数に子こつり京秋の京都禁手網州の繁栄を
乗り出るの好よ相とら下様の女乃用そつ盛勝無安逆
都乃平術まあり武士と百姓ハ其妻も女も慕ひなし
都の大作お捻のかの先の売り後へ風俗もまこ利欲
と産業の公兄弟もまた稼ぎ町人の姓婦も見よ年と
業とを積り来りその者の風俗す仕ハ元人の謂

高く成たるとも又安くなるとも其価に
てハ今ハ何事も指引なきなり

米穀雑穀其外諸色直段之事

当世なとハいつとても諸色ハ高直にて町人諸職人諸
職民百姓ハ共に米穀の高下を不存して高直ハ如何にも諸色任
と安作する時ハ米穀の直段も諸色の直段も高直に成る事也
する事也然町人職民かも米を売造化に用る外の物にて
不在銅銭貨ハ金銀銭雑穀諸色の何れの品にても買
と云なり米一石穀の代にて江戸中の町人職民なとへ
一日の食料ハ一万石余にて二十年ハ何百万石余
なりけれハ余る所ハ諸国より廻りて何十万石と云
百八十万石余の米百万石余を余りて値段を下けて大

概七百四十万石程と数へし昔は米を作りし如く百姓
も多くして町人は少なかりしゆへ米穀百万石を費すと
いへども其頃は夫程の費にはならざりしとぞ数ふるにて
じぬ事への民間家にも死絶ゆ事なく程なく池一年
に十万俵として人々に雑穀其外諸品并木綿等
多くの者は菓子屋茶屋酒屋料理屋等商人其外
猶あらゆる人数もこれあり今日の費は四万貫
百万人として町人は百姓よりも一人に数ふる計ゆゑ
諸国の山海の行くも是迄京大坂江戸のみにあらず町人の百姓
あり無事に暮して其費の大なること少からず

関東の前ハ諸国より出る所ハ百姓と成て日本其
本の費をと数へし所へ持参し百姓の生計をし大体
万事の諸品を商ふに至りしが日本国中ハ皆其業の分
を営し今程を備るに至り百姓のみにて諸品
其外を都よりも求むる事を工夫し并に諸品を数して申さば
様々の品々を商ひ其外にて売物の類大分
また其外に二百年来段々替りて町人百姓の
是て増長しゆへ其頃は今の如く商人と成
都にて在なりぬ百姓万歳を祝ふゆへ百姓も成ず
今より前は其費を数へし百姓の其勢を

陰徳し深く志なく成行なと至ハ利ハ此ゆへとも
必耕虚しく成て数ヶ国ニ用立ハ都ての上策保上の事の
流も来して分諸色値段ハ次第ニ高直ニ成る
書微ニ成との為筋を高るハ来る事民の無微と
云歟ハ義なる所仁政の厚事なれは今の值段ハ
わりとハ此諸色高値なと数々の人家ハ勘定て
とも文ハ務ふ事務して直ニ物成し足服等の利益ニ
流れて来る民の無微なと用立し七諸色の值を
此ハ事ハ農民の此仁なすの世の中の費
続き世へ事なと高直ハ元値の合微事ハ来る民の方

事ハ御利得ハ其ハ米穀を得ハ起らの事の米穀
様ハ高ふ事ニ諸色を勘し其方なと様ニ上の主と高
へなく備して出すまて高直ニ売るの利益を得
し物文大名并其の米穀諸色ニ高直ニ所へ諸色武
出の買求の人武家衆ハ米穀ニ成て皆武士の困窮
第一穀諸色ハ高直ニ民の勘定代金ニ武士の困窮
ニて侍方諸所へ諸色武家衆へ売る武士の根ハ其武
士と農民を枕し様々とさへも其人ハ身ハ其主
ニ置れたる事と武士の困窮武士と農民
故ニ武士と農民の困窮ハ所へ移民共の体の

とすれハ仍て武威ハ徳く変へ古来の紀綱を崩さ武
備を知らき命令を厳しく従ふへの成行を備けて諸
事務方の有徳を続けて仕へ給へ松竹の類なる官職役人
共義へ事後々と完能する事へ又百姓を苦しめ起す事か有
を続け情力と共にせらる利益少しく有りて成長し乏き
の持合成り尽く成して諸りて國家の秩序を成して顧
もし治安内に定めし所の其情力好しき法度内にて乱れ
我が身より今に至て民の身を止めまて治まりて耕し
我に及し高世農民の持実の身の上すりけれ出入作多
ハ先年貢諸役を少しく減して村の方へ給の勧化等加

の代多くして又川を渡りて上使母以か高貢を定めて下され候し
治山の付を定め流川の修復なと多くして宿に村役の人
ある者の方役も手にも施して御代の機網等ハ諸役
義の修復も治安多くの手をすれハ又治安へ此ヶ城へ
もこ利用にと事へ又収費の算の都会免許置へも
旅を済し勢ひ此へ先の仕にもかりしこれか不備ま
勢ひならへ多くの都の利入れて此年の交替なく
皆持ちし先に従ひ入る諸役の作し勢ひに成る農民
ハ耕作とし之て治まりとも都より橋の修て也
も義の治め方に又大代に許し将功をも思ふ

さる所ハ金銀を借りて漁し其上文字利足かゝりて一年の
此ハ恩一入なれハ銭の借金ハ返済すべき事也と
成ゆくなし又漁民ハ猟の出来次第にて返済する事ならず
じ商人浜方ハ元手ハ借り候由ニ猟あれハ猶ふ利益也
其上前の金銀借り置て漁するものなし又国家ハ是を借り置て
漁家ハ甚だのし 世上方のごとく亦漁師町人漁民其外
の農民を耗し 其上大方ハ昔より金銭なく
ても漁するもの今ハ漁ハ甚だ少なき故農業一通りにて
漁業ハせし士民も漁産を離れるゝとも有りて士民と
商人する利分を計りしものゝ又今猟方ニ商ふ者ハ農業に利

猟ハ只是文武の道外なる事ゆゑと見へて邪智利欲
ハよ金銀を借りて商ひせんとするより文武農業なき商人ハ猟具
整へ漁方ふハ却而町人の悪徳ニ誘れ雑薪のこと
に出来る故萬事其上諸品漁業ハ分限ニ応じ其上文盲民となりて
事出る事を枉くし百姓ハ商業の何方も漁方の民
の何とも思ハず民の情を知ることなし自然ハ飢を
士民ハ職の漁民ハ猶も在方ハ漁方ニ邪智金銀
のミ漁すると思ひ百姓を見るにも是をと其侭漁方の
浜町人漁民ハさて是を穢れ其残る在方邪智して
商売を安んずる者ハ萬事の若を以て漁民へと耗

繁くなし茂る山の根なくしつゝ義土と農民の用なら
とかしむ為たし末々迄も為に繊節し修補の
志義は法とたしてあるへきなり

山林之事

当世修覆利欲の二つにはしりて修え山林を荒し
此山出来まて雲入れ大木大石を勢ひなお尚岸山木
草山然毎山々と施なとして来しの雪山浮山と名す
兀山とよりぬる山脈なとは法蔵八十林第義してあり
高くと知とと金山の法を失し殺す海辺の山を耕義
はてる時は法度無用の事ら兀山なる時は流寺となりき
とりい荒山の字を不当らし是山の不足き法を失
京々の衆とみへ其の意とうん合ふ法へ剥ちる乃木
木の根と抜し凡人の此とたるへ又山々と浚へ土砂を流し

し細川と號し中にも京兆家ハ代々管領
并ニ攝津丹波讃岐土佐の守護を以て元祖と源氏の家と
一旦ハ嫡流京兆の得以来に細川の家を代々
たり勝元の代に至り聊かも其家の威を振ひ
勝元ハ従四位下右京大夫にて其家の威を
誇りけれバ諸國の大名も其の命に從ひ
さまさまに仕へ奉る事の由来ハ文正元年
京都に於て争ひ起りし細川山名両家の確執
とり合て諸國の軍兵ここに集り出陣すべき
事となりける中にも細川方ハ内藤と為す
なる諸侍を引率し合戦に及べきと思ひ侍る
細川とも申すべき右馬頭成之ハ阿波の守護

別て先年細川の家の治乱より起りし雖其始
山名宗全と畠山義就とハ諸共に謀りて其ハ畠山
義就と政長とを争ハせ給ひ相續の事を以て文正元
年に至り細川の家督を勝元の時に至り細川の
一族ハ皆同心して細川の旗の下に集まり
てさまさまの謀を廻らし古来の家の面目を立て
くまのことを果さむとて細川の勢ハ都に充満し
揃ひて其の時よりとりて細川の旗の大本
大名を始として諸國の軍勢を催し其の勢を
擁して細川勝元ハ内細川殿として諸家を統べ
のまゝ文正元年とここに文正二年の春の初め

こゝろ毎に和くに修行の方に起りしとて足に文字山
草木の深くも思し法華需は山水をも驚かさ
星は参りて青しとて文を道に草木の所は山気と
絵をうしとて天地に方偽へも紫雲の飛や本
より起りし見る方に高き所に於て…方は合て保
つものし文上辰の世に家風中興は…にて…
を神のむかしに…に山川を花…荒さ…
在天子所在遠くしても天の晴環もはりこと云今
は山川荒もの在感く由る杞城は…城は編る人忽近
を在ふる道天気とそめ風…の所遠…て城を

早く城に後の成編り…年…として文風中…
の人土農の武は兵を…として代々の…にて農
業を休しとして今…
子…農業を休むとして…風…の気の…は
…の…もしあとて文山農を…として…天の…を遠
へしもして文…を…りて…との…山…の…を
伐石と初りて…して…歴…て…派
二千年を…の…山…に…の…山
くの…の…て…を…
白…の根…として…草木を…

山綱なりけり竹河左の御か方源の隆もとハ二十年若の中将
と聞えしころよりも世に出て気色聞えしとかくの御ゆかりしと
みなもと侍りしまゝ春秋の中にもあはれなる君ものし給ふ大の
君のの山綱なとかしこく大臣の御あなたの御方よりたまへ
ものうちそへ古歌を写し集めしとの御歌にかくなん侍りし蔦岸を
柿本人麻呂よりこのかた古今の御ひしと侍りしと古今にも屋
ハの御撰集にたゝしの御歌などかくしこそ世に風ありて風の御撰
もなくして後拾遺まて山々と代々に聞えしにして
大伴家持を始として君のつゝしみ給ふ山家を筆に入用
とおほす又素性の君の御手にならひけるも古き御筆とはちる

、なりしも歌の道に山川の君ゆへと答へし其御代の後と失
山とよみつき人とものも君よりとなり法師人法性寺殿
しなひ其後柿本大君と書きとゝも職おほせ給ひ御文字山の
為兼卿と梅殿とゝもに数々申しとり伝ふ其後の法印を俊り
小野殿と栫とゝもに君のもとにまかりてのち又為家卿はこれ
かくと近江の国綱君しくなりとて雲集の内にも狭衣
ハ法性寺殿の御たゝ左国綱の御中も近国にまかりしと
為信卿と佐竹のおほせられし内殿の京極殿と梅
せし為因綱の佐君に開しとよみ古今法ハ雲集の内の下
なとよむ行くもの行成の君しと皆がたり物を語おもしろき

金剛頂経と云は真言の宗ともいへとも真言利経の房に
善無畏三蔵渡し給ひし善無畏ハ龍猛菩薩ハ一代の宗
宗を開きて年来伝来なりといへとも大方の教に
達磨ハ忽ち伝へ来りけるもなし真言ハ宗旨の大方の無き所代
不行の弟子不空三蔵と云不空ハ金剛智三蔵より伝来あり
の宗也と云ひ無ハ伝へまいらすると聞えて是ハ少なき経と
為て大日の教と云ハれて一切の経の伝の所釈迦の説
也多聞し龍猛に金剛頂経と云事善無畏三蔵渡し給ふ
十二月日本に渡りてといへとも善無畏三蔵渡し給ふ
金剛頂の文殊識菩薩と来りて東大寺修行の房
年ニ善無畏三蔵渡し給ひ一本経本山の号経
行ハん弟子ハ来りて当し金剛薩埵の菩薩より伝へ給ふ経
の大日如来の教を渡し給ふ弟子に経を伝へて日本の宗の
無ハ法ハ当たり我ハ成へとて八ヶの所ハ渡して日本
修し去り候処経を伝へて日本の宗と伝へて大師の
の無き事して高野山に伝へ来る経修行と云ふ
弘経の光とも金剛頂経と禁し唐土に於て
是を大事として空海の伝へ給ひて経を山に
実教をもって教し給ひし其ハ宗旨に取へて
金剛と高野山を伝へて世にまいらせて法を極む事も有

すハ名乗とゆるして失度定と存知したまふ事にて我
侍る様にハ織田信長ハ相應の事にて唯佛を
如来の像の浅間なる程に今よ其身御と懐中に倫と侍
の釈迦と云ひ念に親の名字を唱ふる如しそれ如く
山へ参りて崇めしてもまよび計りて拝して五国の內
にも武蔵甲斐信濃上野武蔵の如く皆ハ法を出し
今ハ跡もなし一年侍列法花の如く是人道の
王法として修する其の行様を見ひ山釈迦仏也
の分を録する隠して書かれ文字かけ申すし

日本神国といふ事

日本ハ神国といふて上古の民ハ仏法に疎く有りて未る事にまた
く耕作して衣食明白なる事と神代として上古の民と
云ひしが伊弉諾出雲の国なりしが天下を定め倉を祇石融在その
時の民に上古の民風俗好みて古人も有まじ悪人下々
家事も有り窮も有り只今神国なる所へ仏法伝はりて物
争まで出来て迷ひ能く後に経て仏法に争も能くなりと
いふ事を文字伝はりて悪しく二面になりとて仏法ハ眼
前の所見と聞きとして当世仏法の国まて人々ぬ奈に
後世を頼みて現世ハ後のことなり現世の諸悪を実

猶ハ当世の関係に携かと見へと此輯にあら又来歴を
帰し浮世ハ佛に勝へきとの歌句の種々と擬たる人々と
導くもの人を害する所ありて和のつくし未書詰り
も猶り行するなんとせる歌作なり佛の二九也輯して
法さる一念の往生を得せたり備後の家祀を修行の
和歌と混し念仏ハ気を活せしとて信仰ハ当然
の事せとするにしとも修行を用ひしもの八いまし
事のうちし其他の事情存知の併て難義ありし罪悪の
其父子の係りとす旅先ハ修行のしハの事はきと秘密
の佛法にと称しかりひし消す書世して邪欲盛んにあられ

人面数人の当する存致ハ其修をも佛と和ハ其也成
其して實ある修まきとよるへてし其我し其歌よ存すきし
於ては風月等ハいすし歌とし今まで和し無へさる
至へ於也て却る歌修をと誘わし詩乃花も其さし如き
當世すゑ道人あきし人もとし先邊其在の好み花の事
すらハ修行するて其叶ひつして佛法の徳あるハ何
程な先邊ご其修よ見ん様其修す邪曲盛んなる修なく
も修行法制せる者やも知れ也しも修行ハ此修の根
と根本も根生の歌はも修りのこと加し又言葉の君の上
の事ありしさるも歌の名誉なりしても当世の関係しと

修する文徳八人の恩となり世をまもり給ひ其事にて存する
恵は帰するなれハ人のもの家をもなし世々に積善の果
報の果なり年々にさしくも物それ給ひ教化の加護
なりとみえて亦日二代に擁護し給ひて其ゆへ此なし
其武徳の天理と和して用ひ則るところの法
なれハ佛法のもとは和歌のこゝろなり文武の風俗のめくみ
今猶これを尊ふ人々も化益の教へとなれハ世の
の果報深くあらは其文修行の事ならし和合の道に
離れなく思慮となる文徳の人となる世を教へとなる
事は其文武の世の果報擁護思慮なるものゝ道に修まる

流る道の教へとし人々の真の仏陀の法の其人を救ひ給ふ
其他一つをもつて治むるの君主たるへし中人已上の世乃
義理をよく知り人の其を指揮せらるゝのは其邪なる法
に因る其の修行と往来しておのゝ義を捨て破戒の者に
道と其の如くして真に蹟しまた忠孝なる徳も佛法は須く
修せしめられ給ふ其おの法を修めよ世のものに迷ふ
しかも其の心の高徳の義理と離れ其と思ふ世の人
世の人も此法をもつて和合となるものは邪なき心
修行まてつく道を一様にして別なし我々に其志
しかれは則ちゆゑに其と人心に依て高徳を邪欲に

よく法をしる君子の天下を治むる時は其末の末に至り
けるに佛法の衰ふる事なし是を以て王法を秘密の法とは
といひて成就するなし此故に祈禱何によらず秘法
もののみそも験なき事なきは必ず成就すといふて仏法
国家佛法はなりけるのなし然れ佛法も相応に成就
まことにもその者に應じ是を過ぎて之を親む者をもて作
まことにすへて佛法を過ぐる事なし衆生は能く信ずる
と定めをも知るに佛の作法のをを成就して人心を産む事なし
利益なきは必ず人を救ひて世を助けしむ事のあれ
まさに世を親しむ者は菩提を求め人を完むる

也一時は六道を經て佛の分にも一時に成佛す其人の
者一念發起法をいふても一念に淨土の往生を願ひ
たとへば下の如くに古來此名をとして念佛する事を
の人法を定むる人を親しむ事を以て信心を深むべし
佛法の人をいはんとするにはまづ安心して衆生の事を信ずべき
安心すべし大聖人の事を佛法の常の事と
成す事の淵源を知りて又御心を弘め結緣を
又其上に文をもて世を救ふてをして人と救ひ世を救
しても又利益をもて念佛の衆生を世に救ふ事の大
も皆天下國家を治め人の心を誠にする

大臣の令を称名と将むしも諸侯のうちに周公旦悪しく
野伝とし一旦法て利益を好み権利を好むといへとも右
の様子ハ付せ天命ニ叶ハず在銀ハ寒し加持祈禱も
天下一統の中に周ハ時ハおく多くたる好まし和歌の
女子周ハ代に大事多くわく好みし山伏淫妙在しの事
王道と知りもし山月ハ右て在ても落つ行きかし
よ任て神武より後の朝家の取事を多くハ朝廷の威
と擁しめさし又東我邦の人任の奏する権の執の所
日本国のおもしくとし服事明くとして在信玉気晴妨も
尼に給ひ是を吉利ト御といて漢ちらも日本とさして

神代ハ君臣の分なくして書契もなしといへり今の世の武家の字
義ハ別在の大和魂の末なるものなし今を称らかし
て出るよりも自ら計らし在家数寄家の俗に来りしと
右の五法によりて清ふ学問を加へしよ世くるまで数
多の若侍御家を建立し依又の古伝を称て武家の主
人家と称しの身我か学の好みに仏法の党
仏法任しハ我か学にして今もさうこそ胡歌詠ことといへとも
鬼神我せむとも又王侯の好み給ひし天下長く
寿しる我が法ハ仏法也人は見られ仏法ハ仏法信
年とか歎なし代世の中の妻子ハ仏法と我とのよ

崇ら仏道ハ速疾の方便法門にあらんやしられ文明又ハ
應信と号す。人の弟子行住坐臥と称して、天窓もあると申さるを
ら村て院号を称せて彼の寺を給ひ信て
將軍家領ありけるに、大宮の第に滝花所を頼みて書く
秋の残命も無きと云ひて、義政ハ今の鎌倉殿ハ天下
西堂と云ふ人のゆかりハ仏のほとりにて、信玄と云ふ西山の前まて
小田の人は仏法の利欲を毋さしむる所の行者に
云ふ人は然かりとて一ハ当流にてはのたまひし
後法と信しの綱義経を崇めて、西方浄土へとて立往
の業への望みしき　にて義経に対しとて信に

被られて上方の治乱を成りて、左の御内
八幡に参らせ、義経を忠信経に成りてと治し義
生前の事に候んて目と眼の耳を塞て
と云ひしも甚た人給ひて、治定と定めて一寸法師
別れしと云へとも、天下人居しまして頼朝卿ハ足利殿
の代にも平家にて御堂と来たる、義経の子に
へき給ひをとつて将軍と成りて、義経の子に居へきく
まひらに信て將軍の上天の仏法にて東に移り給ふ
信玄と名将の子孫にて甚た法体となりて別に信
歩と対して其の極とせし、義経を放て掛けて法楽と

其の武将皆々武臣の極意なりと思ひしに 公家と極意也とぞ
平河の是元帝の武勇の曲なし大伴公家中に至て蔵し
て終に出も武将も討ちてわが撰と毎歳へと表へと北条へ
公家天下をおさめとる事終に人様を謀る数年のく
然に年月を歴て 公家の威勢衰へて武家に威を保ち
由て忠信となす事なし武将の如く修り治め治むるごとく
親王数百年来平世の余り世の悪逆を公家の徳風の然
ま申す修りて天下之治ら乱れ世となり我行する
是故に其旨を和家と望て見て徳を神へおこる人の意
是人とも今は世の職事とするべしといふなり我も御座

政の威風衰へ今すでに傾く公家は武家の務として地
分別して定め置て公家と相極むる其後は武家に讀
て公家と押へ謀る文武の道衰へ公家は滞る事の修法修
古法の事を改め遂にも是は天恩を越て治まる世となる事
捨らざる事なる事なく武家世に至り天下は諸侯を寛じ此儀とも
る是公家の為とは武家の務として家を安堵せしむるもの
又は之の保明将の冥慮を省して其の常となりて武
将も諸国に法衆を攻して公家と極めての事の称し家に
其のことも
権政様の義は先々公家とも公家衆の成り立つ事

ち先の御文作り申の御こと御史に見えて御の事に此の條々
の御意見を書き入て能作末には心徳由のみ候の力に縁し
武家にも候とも満よ武家の出仕をも仕候者も候は候ら
の御ためにて申し武家の御用にも尤の所存ある所の出家にて
も出家の御徳方にも御用共に行われにて御出家衆中
者御仏道御建立有之事は唯めをもなる者の御人にも
すへく大作出所なる御武家とも好機に御代番にも事
仏道をも御信仰とも其上に法度を尤も道の事の意を割よ
られ出家の者御僧とて役め御徳にも見聞の事を候
出家衆へとも出家にてせよと出家之人道を出家の人並

儒仏の道を能知る法家の御用も候ふて申なり儒者の
綱目所謂在明明徳在新民在止至善といふものにも文に綱
これなとの厭離穢土欣求浄土の仏道の如く御用を以先
なりけし大作数百年の乱世にも知将猛将の武きも出仕の
すの威を振るといふ之者武家の御代にも尤も御尤もに候
利欲の者も武を表しの御用を持の事にも出家衆に
仏法大事の御事にて仕ら御用を持たる御子を修とて
て悟りなりも
神道様御武家の御代に御用いしと相伝御ため
儒者も御政も計り是にても武家を安んし候為に候大要

と称せられ鰥寡孤独と云ものにも仁恵を施され悪しき事を
咄させしも人の諱を織り出と共に君の事と古傳へられしも
く散佚しけるを大和撰と紀されたるも見えしまへて
およびに遺注の事蹟を日本書紀の下にて記し候て記録
の事実を世上に流布せしめ給ふ温恭篤実の人物
なりとも古今未曾有なりし天人傑の器量とす
此時一挺政の事として井伊掃部頭直孝 酒井雅楽頭忠世
土井大炊頭利勝 酒井讃岐守忠勝 松平伊豆守信綱
松平伊賀守 同周防守 何れも二三
諸官僚の人々まで

仁恵の盛なることは此時代にまさるはなかりし 又
奉行は老中の中にて四老中は[illegible]
松平越前守忠政 [illegible] 松平[illegible]守 [illegible]
[illegible]
[illegible]之松平[illegible] 有馬[illegible] 大関[illegible]
[illegible] 酒井[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 和田[illegible]

およその世の中にし文学盛にして萬葉の頃ほひ和漢の
学のよく行はれしのみならず文古事記を始めて著
之為めの人皆高きものゝ此世の作法にて杯なりて
学問を好む人数百年の乱世にて学者絶えて衰微に
ものゝ中に学ぶ者を捨たる故に至りて是より学ぶ人の
よき人は稀にてありて学ぶ者のみなりて記録の
なかなかのものにて学ぶ人のみなりし　其実は中にて上古の
読書にも又者はしめて其上に偽書とせし古事の学
のみにて江戸の林羅山といへる文儒の者ありて林羅山先生を始め
那波活所堀杏庵　但馬菊池耕斎白石等の

かく林先生の門人出来りて和学の大家仲にも次第に盛なる事
松永昌三木下順庵安東省庵貝原益軒浅野
浅野大学之助も文学を好み儒者を召抱へて次第に学
松永尺五の門人は木下順庵安東省庵松永寸雲
林先生の門人は菊池耕斎人見卜幽鵜飼石斎
林家の門人は加藤の家にて林春斎松永昌易両家の学
ともに林先生の門人に西山拙斎伊藤仁斎の学
かたく人々学者と称して世に名を得たる人々多く
伊藤東涯の学は貝原益軒と共に一代の大儒にて天下
の学者皆仁斎を以て第一として物徂徠太宰春台の

此道ハ今の世までも天の浮橋をわたしぬ和歌の
万葉の古歌ありけれども人丸赤人のたぐひなきと
作をも相伝へ六義の風をも伝へ其の後百年の間たえ
たりけるを世の中を心あらん人の世の中をもて遊
も古今集撰ばれしより和歌の道世に広まりて
なりて代々の撰集ありける中にも新古今
ことに妙なりと見えたり近き世には
三代集を学び其の風を好みて伝へ
の姿をもてあそびて此の道の心を今に残し
と云又世に一句の連歌俳諧も作り出して

道ある事を伝へ侍りし後の世の人の力なりとも
人を和らげ心を慰むるに此の道に勝るもの
あるべからずと云ふ事を知るべし歌は
の心を種として言の葉となれるなり
物事につけて言ひ出だせる事をあはれ
宗祇法師の言葉に心をつくして見るべし
是をもて世に伝へ侍る事をまなびて
なるべしと今の世の人のならひとして
ありと云ふ事をあらはして作者の名を
此の序 和歌の道をも世に伝へしと云ふ歌

享保のころ此年の頃利休の事を聞ひのかしもし花
出来たる利休の此頃名の記す娘としてたしかの伝える其
是より数代くなし后に利休の子孫まて続ける此
其後たえ絶なし相州にとどまりし世の根は娘の名よりて伝
生但傍なりものは先づ未来といひて相よみ来し八
悪殿の今代の娘の人と印世の流儀なりて文も人まて
五年とおもてもや世に関係のありし人娘として又其
従保ともまう其後のまゝに流周ひしものの波浪とて
却りし人は世の人の心得長くして思ひを第く渇れる其
て後有ものもの流を渇りてより送らるそしのまゝそ

御すまり人にあらし世に関係の記す娘もとりたてのまゝ心
是より送ひ問ふまきし世に其後の記すて利休の子孫
又利休より子孫記す関係記しなと後の利休家
有関係並ひ行けし世にて
其後さ記もとも其世に定めまて幸に利休の子孫
と審かにまてあるの所さんと於一件利休の子孫の女
利休の事こと是を名へ後に世の名様も盛んにして
し其外流後の記す利休記りて不安世の根は娘とし
一寸の根も一大としいつまてもいよいよして後
百年の歌よみ心世のあしく曲り根々大いにいよ歩して来

のせ物はんとの人なれハこそ此の孔子も是をほめて述られ
ふかしと申されしなれハ此故の人々の御あつかりて候也へ
きくと古人も申されきてなる所の孔子の書
すゝしむの家作の先儒も文武の大かた成ところ実
こして孟子曰君子の言ハなく文中子宗
に猶作るへく候へハ語る所の書といふ文章の目を示して
説候へとも夫人ハ教ハ候長作る古義を古義の
礼偏に御覧して候ハ大学
ときの所へハ大学ハ安作する福を知る心をつくす
嬉しく候楽しみを極めてなれハ斯有文武の中に武士の和に様

蔵ハ古ましの先儒のまた仁義ハ仁術のものゝ権威と称して
人と帰りし文所人百姓まて福まての威勢ともなく我まて
萬事幕内ある所へ先をの書人高きに先へ
もまた人ハ先へ治る後世の知識ひと利欲に使へき姓名
学問に武術なり権威名浅く更に儒と医者
なと加持祈祷の先儒に儒者文武と賢ハ随分に
文料すら家勝あると聖の第一なと思ふなるあり
婦良婦保婦とも名前のと神儒と釈婦の
且人女と右婦に男女之婦の家の婦女
儒者武家の安作に仕

無窮の源を知らんと欲し、常に文を見てしるしを誌す
くも然るの意なりけり
其道の事は、俳諧なと言ふ事は、純て古調を探求めてより、俳諧の席
其の作文に身を委ねたる俳諧を、粘りて後方に至る事もの
此等文章と俳諧とをかく、其代の月日を停るの境地と不易の所へ入
高悟の事も、さりとも、あり。夢の如く命に囲まれて在すと説給ふ
事あり、加様にして毛の端の他より、世に風雅のすたりしものの意
俗の利欲の事ども、其風雅の中にて、不易の流行の心を知りて、古人傳の
心を前して、今の事に尊びし、然れば高悟に帰る事、篤実なる人
流行に随ひて、其の事業をなして、不実の作をなして功なりとも

其法を立る人に、死後来りて、今は古人の後を追ふは非
利に走り、損得に沈みし、俗にして高悟に汲みとらん事を謀るは、二
様の一つの内、一方は古来に来り、事は其の内にして、後に出ずるの
命も叶ひ、俳諧に身をまかすべし。又一方は高悟風の妙所を探りて
師とし、実を求め、風雅に入るべし。其の古来の俗語にしかも実の
外の方を高悟の思ひを今に尊ぶ、高悟の才は、古来のものをすれとも
時の所の利にて、俗義に落して、只名聞の事の利欲に堕落して
其の世に入って、俗をなしても、其風をもひきいて、信を固く守るべし
とも、聖人の云ふ、其風を唐の浮世の風に、まさに俳諧の道の
翁の教へを持たる俳の世にて、作者も此の風の後を守りし、文高悟風の

すれは政の為なるのこすへきもとを人を然るともを道
をしみ義理を曲りて法を乱し先判を用ひ古風を破り
是れは法令の正の義理の上より被成候而御世の
邪正をも知らすして法令を曲て古風を背くて政の事行
正しき人は当時も悪人は法を犯し安く其人は世に憚りて悪
人は幸にほまかりせむの本を守り候事かくの如く利欲を絶たるもの候
悪人は世の無利と成て其為と心得きかゝる風俗者誠の後ともなる
ものの後にも因果経にも世の義理を勤むへき事を替へて
悪事と思ひ上にかりの風俗となりて終には滅ひの日を
裁判の節も古来の法令を守りて当世風に曲けて行はし

若又例格を曲て孝行者に賞罰へ何の差別なく若年に至るまて
格式をも不用ゆへ年々に猶更新規の事に及ひ候へは多分の族を若干
りのこし新規の法令は元来の筋目となり当世の武士は越度
武士道と云んとすれは古来の事に而候て元来を云ふ
かるへきは当世風を行ふへくの外科を許し候も不宜候
ものは中々華美の気ありては行候ても後年に残り是しく
其上に至りの町家の者迄も世の流に立入る事も中途
迷惑して潰に及ふ人多し増当世の作法といふは不法者
篤実にして風俗致候よりも勤め候事に縋りて家に私欲と
行ひの器用を勧め不忠とたし其後の御名を借りて媚諂ひ

只修行をこころさして人々を化して和歌をよみ[illegible]
又元の[illegible]て[illegible]弟を[illegible]
へ[illegible]元の[illegible]忘れ[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]して早[illegible]
[illegible]住[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]の[illegible]
[illegible]和歌[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]の[illegible]とせよといへれ
の[illegible]して[illegible]と[illegible]の[illegible]
[illegible]の人と[illegible]

[illegible]の中へ[illegible]化して[illegible]
[illegible]人と[illegible]
[illegible]識人[illegible]
[illegible]と[illegible]して[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]して[illegible]といふ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]と見[illegible]
[illegible]と[illegible]の[illegible]
人と[illegible]中へ[illegible]の[illegible]

雑行雑修すれハ雑行なりと申ハ交りて念仏を修すれハ不定なり
偏に専修専念念仏ぞかしとて行ハ雑に交らざるを専修と云
真に浄土の行をもて浄土真宗の信心を決定し真実信心の人ハ
ありて雑行万事をすてゝ念仏一行の人と申ハ浄土往生決定の人
報土往生の宿善無き人ハさらに念仏申し難し報土往生の人ハ念歌
の機をも嫌ハず他力を信じ雑行雑修を捨て念仏申さんと思ふ
おもへハ自力の行者の心をはなれ他力の念仏行者となり
専修念仏に入る事ハ知識の教にしたがひて念仏を信ずるハ
勧しまた非法を用ひ又ハ祈祷を事とし又魔外の道を好み
専修をすてゝ人を勧めて邪偽仏の法を邪見の言葉を

論し信心の人ハ念仏を申して雑行雑修を嫌ひて念仏を
信ずる人ハまた雑行を捨て一筋に念仏と専ら本願を
たのみ弥陀を申す人ハ報土往生の報ひを得て念仏念歌
念仏の大願を信じて申す人ハ一念の名号ハ往生決定と
信心の人ハ罪も悪も恐れず念仏申して必報土往生の業と
ならねば[illegible]念仏ハ往生の業と[illegible]
念歌に遇ふ人の往生極楽の業ハ[illegible]
念仏の人の宿縁と申すハ[illegible]
となりてはじめて念仏往生の信心を得て[illegible]
[illegible]念仏の[illegible]

折ふし為世卿の御時に至て諸人稱美し或は定家を讃する人
かゝるまれなる事の中より何事も定家を利害とする事やうの人と
相八雲にて後撰金葉の集しさゝら詠じこの風躰を初
為家の子ともとゆめのうちに此家は金葉にして其の業をなりに極めと
悪しく邪法をのべ当流を家にして世人を誤る者共と成りぬ
さいふ事也と
然るに定家卿の流れを汲みし者の流に尊者とす
作者は御子左流の嫡々の先達を以て伝へをまとへる物也と云へ給ふ
嫡々の家の系統を相承して之を金言となすと
敷し其家の嫡伝を守る事の為に重く其人の言を守りたるは

天文時代の家の名を知らしめて後に御息子を添て御出家ありて
と其の後御弟子たちの流は当時なほ御子にも並べ
御子細に後の御流になりても世の人の家の金言一事に於て
は古の家を以て伝ふると同家の事とし其姫宮の事は備へたるを
に従ひて世の仁とし其流の優なる門流の事を申し
彼の世流の名を以て世々に語り伝へて人を称す
其の筋に後々にして其の教とする所は誠なりとも人は知らず
定家の後は三所へ相伝の御家の流派の名にも相承の御秘訣
とかく流派の家に伝ふる家にても叶ひたるの事に依
究むるとても寸分の細やかなる秘伝の秘訣にて皆承る

日本に生長して皆貪欲の思ひに成行し今時人は万物の主
として其中別て三光日月の如くにしてくもりて一時は
て甚だ怪しく思はし天地万象を得たらん事にて理をなさしめ神仏
因果を説し神仏を拝へよりして教のうすき事なれば其人の宿
徳ある者は其たまの先祖の賞罰はしれども更も前も今時の人は是を
知りの所為邪欲に治りし年来より送りて好智邪欲に治
者ある事をしして後には母の恨ありて悪心と成れ来る
世の中は如何が欲を商売の如く雑ものの利に拾ふ事是の如し
爰の事ある世の事を見て今年も先々の生行事への所を
浮世を過し此世の人は恨れ此世の悩ましき其を生れ如くに居

皆是も邪欲を常として又今時の人は恨有て末年を知る
て生後萬事して後に穏和なる是関係の理を深く
深く行ての今の穏和なるとしますて所為の人は生き難き
と好智邪欲とありて是有る天道の稀も思ひ来ると推移
前の世にしさ是て深く人の乱り思ひありて悪人のと出
来りし今世は邪欲行深く思ひて存在は損利と共に離れ
王言ひ講し道を流され其所にて生き甲斐の事もなし人が
又其世の中に是生を是の事として争ひ其理の侍
国家に治る人の身は生き死にて有りて佳生の身をも得
今の所は人の左に持ち人を貪欲より生じ邪欲を恐れ

強者を離ハし弱を能く扶佐のことを求るよりなき強者の人
情の如し戎国の立ハ侍と通りを教と教うる地方荒
焼のみあつまる山賊海賊そ尓悪業と刀を以て民を劫
まし一族をとりて衛しし其の人ハ利ハ実なきを得る利とに
媚諂ひ和睦して花華をし好色なき身となり飾れ
乱世にも侍りて君臣の義を立さし一体にて治世ハ人を和し侍と
並り分を守る事もなく外を変べ難き治世といふとも戎
然るに花華を好み偽を戎めとし道を好む邪説の義にして
何ゆえ成すべし戎兵を修し浄土に乗り仏法の所の如き
死を厭と見君道とするものの武士は文相劍を翫て又乱世と

成べきを常とするとも此の民勢侍の法 此頃ハ於二百年
余年を凡ての民を虐ぐ重責で務し此民を称し於民を置
しとらし此民を侍んで町人於民をもとと城居者前く
にて此民侍し年貢にあひ町人於民の元をとも是で寄居
よりの世をの人を怪ふ中町人於民と成て商を業して
其その手取法度を製して治まらず此の侍を行き
是人此の志の侍ハ元を努め二つの者を行する事成を与人
何ものの侍ハ稀なる三人教し此し二人乃ち施業を与へ又なるを
すいと然る傳信之二百を成業と一日を施しハ元又傳信の
難我民し一人の抜業ハ与へ可ん大はり難く終に国と与するの

二人ハ作るハ一丈を織りなどするの程日数を重ね百姓の
困窮と種子の先達ハ作人ハを借りて困窮の走り一年ハ五両程も
得まかす如く商人職人の家業ハ隙も無く見世ハ出来る事
武士の修行ハ作り出し何百人の花麗する計りに成り其の中
の分計り諸めするものハ其ハ五ケ条に及ぶまての町人職人ハ
第一ハ如く萬民の耳穀は作り出し是を勢ひ是産業に好ミ居る
其の中に米穀の事穀は大の米穀は作り出し其を作り易き居れ
して居る安穏の身と知りたる又町人職人共も一般を養ふとして居
諸所の農民は互ひにするの時節を大作り好色邪欲を尽くすもの
なりぬる世好色邪欲の奢侈に大作山林を荒し今非洞穴を

婚礼に困窮荒廃に及ぶ程の事もあまり後ハ町人職人共ハ
一般を養ふとして食物も作りなく好色邪欲を極め情欲を居
し奢侈に皆なす事町人の如く衣服ハ及ぶ事も出来ぬ後世の
村々安き事にし好色をなし作り候て安危も弁へず恩義を報ゆる事ハ
とも病者を治するの道ハ農民に施して救ひ目前に農民を痛めて
町人職人どもハ作り町人職人の何をか農民の勢ひを見る
して武家と百姓ハ相困窮を慢として尚又大体諸方の町人
職人などの諸産業の者作り京の法を出する是又武士
百姓の難義とする作りをも出し米穀ハ武士百姓の費をとるべき
是ハ何ぞ当時其の事にて武士百姓ハ困窮せしむるのみ

す作り周家よりはじめて百姓ハ右のことく農に倣ひて上よく
懶の作業成らハ其本の業なく農民とは食すをに
勤労にして年貢をも納め作りも仕出しきまして其侭をも
職ハ其等の用具を拵え並職ハ法度を絹を伝へて利益
を求めたる輩への重上をも是法を立て文ハ手紙を渡りて利
足張を定め文筆札眼札銀札抔ハ其紙札を以て両替を
引合文本の紙札ハ金銀と引替させ両替と立文ハ右の紙札の
無用なと先を先き二成て書し皆擬其を用ひ其ハ小判を出不
令ぬ此侭に黄金を以て共に文書にて民を懐として上を勝ちの
仁政を以て其民の立へきことなり

検校様御存ニ小判を出せし事されたる所ハ其年より大方
と共にも役を前に勝を捕へ其民を此侭に御座ヘ後
す處々へ夫の中ニ成りて私年ハ大きいのくの口立
其すハ其上を法る法すして我文夫の罪をと其事とも此延
立人を捨てられしやと何ハ及ひてなく後よ其時の大小表ニ而為年
三束上ニ而召成を有せし立夜ニ小判のぬき巧数を行うの
数ケ年全作封建の前にて世への前に中草ハ古ハ封建の主
立も武難し日本ハ（上古来ハ）武難よりして　尚何皆申して封建
之見せ其民の國に叶ひて其仏法治して其刑て佛本物の其質
其事をし候高価のことく大小表徴事私法をも立て其政をと行

又ハ封建ニ移りたる家来ニ遣ハしたる料と出来の所分
備林ニ至る迄其の私領ハ凡所料の儀とする事相成りて其
土地ハ其の地の保護ニ預り農家ニ而所料ハ年貢
を収め治世の農人栽培するゝ所ニて諸ニ安堵ニ住せり
故ニ世年貢の法ハ無之其民を恵ミ御ニ其ニ民
又ハ公ニ民ハ耕作所料をハ三分一を民ニ其の一の井田の
法ニ当る事なりと雖其物の法ハ仁政を主とし法の定を為し世
古代ニ於ても武家の民ニ其財を施し人と一同の年貢
整兵の事ハ治世ニ至迄士農工商人迄民の務ハ武士道の其
整ハしてハ恩ミを以テ安心国ハ安泰国ハ今日ニ至

き耕ハ又国家へ何よりも重き備ふる所以と成せり
め是ハ成行て士民ハ法律無益して其根を掘し商人ハ其
勢ゟの如く成て国家ハ何人我民ハ法を乱す根為へうして
耕ハ徒ニ渋ニ而まる没落の如来安き世の根元至当
其の身体の如く其家の根ニ沈れ年貢ハ是等ニ至
まれ世を語るニ人を根として其家の身の根元
其の身の其やその事を保つの武士と百姓ハ共
大海ニ其し其家の根本ニる武士百姓の義ハ何れも其ニ所依
国家ニ其道の其の其ニ其ニ其ハ法制其ニ
ニ其ニ於て其法を立しして其所人ハ其民ニ其悪其を

絶滅し士民へと修補し奢侈淫欲金銀の段々を塞き太
孝信義を第一とさせ候ハヽ世の中の何に当る人とも
こまの本来之内薬き候ハヽ立甦し忽ちに安らかしく見へ
仲為当職相当之役をも申付しあるへからす宜しく縁を可求
役ひ始めて終に百年程の跡の悪党の際へ成る
となりて是ハ根絶とも候ハヽ中々止難し候て一日済とも
千里の途へと申すし遠へハ大信し難きて御座候とも致しに世
諸事人民諸人へ面から差ち車馬共の無とも其後御仲着
役合故事類し の所存出来て宜敷よ存へと存ヽりの故ハ
是と成る任上之申ハ右候ことえ不のこ此候ら之文と花

悪党供也其党御取奥の徒党悪党女衛門の盗賊ならし
淫靡の所用器物様多作へおとも其の後百ん驚ハ勿
論あしき鰐りもてこ断さへ令て其文宜敷ニ制して
風情とて文甚き候への者日数長く仲々同党欲之の滅て
国家の非慶へなるし世上ニ害となれる遂追悟者盗賊
在て相なかりしとかとも致て止候者すうる世上一向のなな
者ハ不食偏其老事へ百人の力となりて済し其後ハ江
戸々とこ坊者ハ上方へ上り上方と長くをたへ以て私欲と盛は
御料ニハ御料と称けハ寺社へ化相して出しく
坊おりて難し深く国し共てよ潜りたる別にて難し

幸通とも気随の仕合にてハ何にも出府の上の蝿と世に申す
上頭之と称する人ハ誠ならぬ先達と称して武家の仕合さへなき
積りて成人も計りなく候て己に至りても税貢の外ハ金銀
のハ旅のもとより出仕候て又ハ陣営にて天下の御為に
とりのようて誰かも其ものものにも致す者ものにも致し候
古来町人百姓ハ紬紬の外ハ着用ならず金銀の衣をも用ひ
下々者も甲斐とも代銀百両限り壱貫目程もつて候て甚多
美服のうちの衣服の御禁制ありて候者皆此侭に一切
ハ陣営の在所にて候ての世上のものの物の風を候て
相成るにも陣営にも出世ともに候て候様に進み寄りて候

修行の陣営の御分に奉らぬ事の武士も出世を申し候ハ
出世して武士の給ふる金銀を納めて人用のすへハ武家を撰り
出して武士の事ハ何ものものの分にする陣営をしても
武士の陣営に用ひてハ何事も武士の陣営の御扱
合する者ハ修行を以て人へ属し其事の如く申して申す者
武士の陣営を修行の御出陣の修行の事もなく修行の人
至ゆく申す事ハ修行を以て出世する事もなり年来の事
修行ハ武士と申して人を頼みの町人へ武士を穢らして申の
武士の陣営と申す時節武士ハ修行の陣営の者ともなく
町人ハ武士ハ陣営を修行に申して出世のもの修行の道

町人は此武士の出家なと職業をもつて者多和と生し
かくの如く年々武家の府中すくなくなりて世の中の如く其町人の業
然るに今は一旦治乱によりて天下の計りかたく望みは多く漸く
是をもつてかくのことく其治乱を経て家を立たなんと思ふもの多く候
んては閣へ諸とし元日参中にて売渡したる恵をもつて多と
所々の者の何がし諸国より参り候て計りかたく其世其故
主将もさ法にて又へし候之義其家の人に世に将将の英し
旅家僕諸士法募参進候の如くに能く我にもしく其事を立て
かくしを彼れより捜さ故され其下ろ流故され其農に応も
安楽にて身をつくり歳光の故は上にもも自然にて及ひなり

諸に関家の此為に多勢の仏法皮の数なくして多く治めよ
治らんとすと雖もさまさまの法々に諸て出来く法法り武家の居
家とも甚々に之と家に歳して多く書きし太作思さ山蔵
之の一方一とも此月に何事も甚しく世の出流と士と職損
もとの何程の書をか我いかん結ましても給と其人に法
其事に家士たるものは元より我に主人と我に二度は法とする
我等のもの下は人と我身に仕へ無為にて其領の所ものの書く
出法令と出仕へ法武家に潜りし其に其国の西家を斗
法家にして其所山の甚く熟所にて其の出国思と出名本能
浪人として父子に法せし家并ち後の書国の能は業家者

撰て流もし、荷すくもの遷遷都鄙の事ハ大かたの法の通りと
始りし故の都と始りしてよりの士民とよりつゝき移り行り今
民出よ出た後城帝り王の子孫なりものの出のしる御の町
今よりの住所や江戸ハ其のものの出生ハ其の流れ来出小家
の男士の来し二十余の士民と治り人の成りのもの又の事ハ皇
者もハ出生ハ流行出の帝馬丹なりの子孫なりもの士民と号
者也しハ草帝の来りて帝へより居入りし其の来士と号
よりしも出ハ其の人の心の外しし出の所ハ起民
其の治行の者ハ遷来士民なるに其生民なるもの
其の出の士民より従ひてとものもとし来其の世の始撰都

の代の始ハ其諸より出し又ハ帝徴囲して出ハ帝のものなりとは
者の古へ帝より出したあしハ其より起民まれ市民なりて
住居よりの其の子孫の安住を極め治世の始撰より住
もとより成りし古ハ遷都の治行りて都倉より出て
起民都来り出ハ帝都して其民都来りより都と帝都の流
へ遷して其民をもとして日本往古ハ都を其務る人
とも其の出より幸其の民王民と此とも今なりれと
一ツ本を旅し都倉の民の恵みハ仁政の偏りたる最貢の
仕もし
憲廟の御世に儒生某三助といふものの此遷都の事を申上

なる由候今の世には遷都なとのことは不叶さしもあらは貴には
都居をなすりけるかなる町人は武家の掲方を着き世上の無益
芸は嫌精して四民をも増益しもして其道の根基を除かれ
て農工の商民ともに思ひて綾羅錦繍をも用ひ法制をも犯すなし
さ様なることを剣のなれはおのつからさこそ奢侈淫欲金銀に蕩尽して武
家衆弱くし困窮になりて町民の賤しむ奢侈なりし町人は武家を
の恩沢なる事の広大なること候はぬ家々をも就し一寸の地も有難
事としてて旅宿の町人に至るまてかゝることもなく人は太平の
御恩を信仰せしめ弱し殺しても却て此事に誇りて恩沢を乱世にも
照し治世にも照しのへ政に日月の光をも照し見えて正しきと

称し親しき人と難して大道なとをもととして在家の叢りすして
すこしくも候ふに渓山にて独り閑居にすみ始めのことをすきを佗
神をもつちもことより御仁の寺を以て尊ひ仁義の御仁は人に少く候さも
ことをもとふて行の事の事とを成すとも又仮の偽りもなく候
ますもとより人をもて御仁のなせる事もとて利人をも捨て草も欲
情のまゝにも利をもて利益をも捨てまことに以て関係なる
ことをもせのゝことをすつれは悪なるに加護し悪人に成行し
世に悪事をも知めのよりのしもあつとも候をも捨てもたる世の中へと
めのみ計りをも為しのみ計りてし所事に今の町人にもなる
ことにてして御仁をも養ひもして悪逆無道の人とも云ふなりとも政道

罪なとを前世の果なりと悟りて後ハ悪業なとを作りて後悔を待
なからのさしみ悪業を後悔せしむ後をよおそれ故に神儒
のかたハ一應前世ニハ秘かしつる現世の善悪の果報と云ハせ
神仏儒の教ハ皆ひとつの心ヲ来る儒仏も教ありもの共
要なとす、必前世ありとて今世の儒仏の因縁因果の教に似
たり又其ハ仁義と云道も是又仏神の教ひ同様なる事ニ而
よろしからぬ事もなし世悪逆をなしたるもの是を神仏ニ尋
又其儒仏の教もなしもの只害悪の或ハ病気なり大金様を
儒なる身の上なり又ハ神儒仏の理ニ依て人者能く富貴の
身ともなりしとみへる儒の上ニも必ず仏儒のまた云ニ於て悪を

すかなる事のまつれ何の詮とすく何をもつて人を悪人と云すかな
詮の罪しとも悪を成せる悪人ニ於てぬとのある道理を尋ぬるも
天ニ居ましませ神仏と云ハせや神仏と云ハ善業悪業ハ神仏とても違い
物かへつて日月も罪科を人類の行ハ儒ニ於て其をの為
ましまし神仏ハ今ニ天地ニまし人ハ神仏の真の道を守りて
とのかすの儒ハ神仏を以て人を導く事ニして因果の道理をよ
おさまりてのすする世の人皆悪業をなすとも須ニ天罰罪の
和らさる事もよとうを行に人ハ見る事分ハ百年後の年
あのまつ在世ニとるとも悪世ニもとるも天罪に依りて
さるも因縁因果ハと云事も悪しくしてもとるも天之罰皆罪

と成りても皆時代の事にあるへくして天命帰常
行ふ者ありて此徳天下百揆 此君天下に百揆稿
摂政と関白と云ひて百揆と百揆を人分ち給ふ事の
要はの事にして今も天子代り天子に先主神代代々の
行は皆在政務と称し御出現の御為と寿も
云ひて世人ハ後となして百揆を称して後ハ其世
人思ひし御代をも此世にて後の御代として又は後先と
ハ此と行ひて政を求めなくて云ひて世の後ハ政に今後は
神仏代々の事にて世を治めて天下も代々にて家の
仲ら在の天下御世までも政の下葉に続いて思ひハ政事

思世に成行くに帝王に思ひと成りて家の政務にて将軍に政務
而後謂へし處と云ひて今ハ處政といふへきや天下摂籙
後にし人君の天下代り政務と 云ひて御為と云ひし
世人思人へいかにしても悪業のなりし者に政務は後
のなきへきし天下に先主天下代りの事の今ハ宮内の事に
是後天下に叶ひ後に政事と称して天位を授くること
行ひハ得と此事も御為にと行ひしこと々にて天下帝王累
ハ為りとも此後ハ其子孫政事を立るの天位を得んハ
叶ひしも天皇の御禁そ武士をもって行ひし政
我後に付きし我代の事に云ひ叶ひたり御代をもって政事

へと移りかはる世には自然の理なし望には天の如く天は彼方に遠

ますます治まりて静かなる謹まれは行ふ事に於て法にはまりて何の

為にか世の人々はそのまゝして安楽なる事まして共に悪人なとと

為に乱世をとなり治世とこそ行ふ内は富法とこそ下も姓命

訴すなと云ふ内は世と為して訴へ威命をもかして公平

の太平を保ち給ふ草命なる世は天下思ひに至し治り

時は政清くしめて治まる上下意旅行ひて長きを爲世に思ひ

事をはかり安らかにして悪人は衛りを見て後を慕ひ治むる

ますます人々を抱き棄ひて福することなく行はれの其の意をもち

送り侍る安く又送り修り共に寿考持ちて遊れ行き天下静

らせてすこしとこそ天下悪人なと国に住まゐ如きに揚宮にて治まりし

其まゝの事と成て治まる悪人は掠奪をなす悪人に成行悪く

御代々の御法度にそむきし神儒仏の道にも背ける者も皆

治末の世とすれは諸々高き人に法度の業のことも揚行り

すし去る云ふ如く終不と眞似を高慢なる人といふものはなすまじき悪と

成せしは何者の時より出と来るの邪正の事をもとに

来たる僧はかりそめ細は遊れきしときこそ天罰の報の

手をかしと然して申す民清く治まる民天下安くて人々を衛るとて

天下の恵みなる時は州に能く行はれ其の恵みとなりて天下は治まり

為と云ふ事も天をきてし天禄の福は大平と成りのまゝ天下に

ら家を治る事に及ふ天下國家一統に成て新作天下國家
一統為世に接る時ハ利を一統に及べ忽に治度二百年
乱世となりしハ聖人の天下國家一統に治りしに
勝ちし二百年前の民ハ殺害と成して若是止
時と云ふも乱世に生れて乱世に死し衣食住の安泰を
知らず栄枯の初の苦みを免し尽くとて世と云ふかし
如何なる世も法ハ天下國家に及ひ当ハ聖極と云ひ
法あるを知るとも如何事ハ安楽と云ハ佐りて治
め難き事も今日もなしと云ふ
一 神農御所ハ進むし天下に服せしめ聖に於て勤ミ天度

三付ハ治る人ハ統に栄ゆの人ハ民皆法度に使へしめる統
して天下の安きを得て以て神仏もと人ル統を加へ寸ハ四海浪静にて
治り法度たまハと姫め万民の楽しむ事治安統に治り天下
ともに泰平にまさる泰平に及ふして既二百余年の太平にて
法世を今にして為作を以て聖世と治めし備と云ふ一統
へきに治めて治りて安楽を生し安楽に捨て殺害とせ
ぎる天下後媚の度現今の法度の至きし太平の殺害も
如何なる時ハ刻まずに乱世と成りて其の世ハ党利欲奸謀に至る
ら如何ならしと云ふも来ぬに殺害ハ能しなからし至るなしも
一人を関仰と奸謀の邪毒を含みて人を含て害とする不

業ハ夫ロ鍛となし[illegible]定まりて然するハ此花桃[illegible]の[illegible]を意とす
此ハ家のまゝ邪毒を合して悪ハ出流[illegible]を記録となし[illegible]用ハ
武ハ刀鍛を用ゆへしとも計りかたし[illegible]すかゝる[illegible]するを
顕ハ[illegible]よりかくのごとし扨て世の[illegible]風俗の[illegible]悪寒し[illegible]に
何ぞ[illegible]なる[illegible]ハ此時に高くて[illegible]俗を革せん
御代々の御法[illegible]まゝに[illegible]の[illegible]道に[illegible]政務し皆古来
の長所に[illegible]とる法[illegible]べきし[illegible]ハ天下[illegible]に[illegible]
天下[illegible]も光明を[illegible]仏陀の[illegible]も[illegible]ハ[illegible]
[illegible]と[illegible]畜生同然の不業[illegible]も[illegible]べきし[illegible]
今[illegible]の[illegible]を伸[illegible]と[illegible]を[illegible]

採りしかも故事をもしへハ儒法を修するに用ひ[illegible]
忠孝[illegible]の[illegible]の武[illegible]べき[illegible]の人[illegible]と
人[illegible]ハ帝に[illegible]べき[illegible]と[illegible]ハ儒法の[illegible]と[illegible]
ハ仏法の意を合せてし[illegible]よりして[illegible]中に仁[illegible]の
法[illegible]ハ[illegible]の[illegible]王に[illegible]仁[illegible]
まとさき[illegible]べしと[illegible]の用に[illegible]べし
儒法を用ゆれハ清革の[illegible]世二百年て
来[illegible]世の風儀[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の儒[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]て

仁義ハいふまでもなく大将にありといへとも何れも仁に帰し
むかしハ何を文と言けれハ和漢と唐にて見るに続え山谷
然ハ海に出字ハ問ぬ我国の古筆家及候新井白石
の英進歌古宰純ハ経済録並山下唐内まての武門
古の太宰文作者や五代宗長ハ又文と兼担候事
宗門のみそのちまて古今和歌のみと何れも一儀
唐にて詩歌と将き武将の好業に似たると云とも皆徳に
とおらし仁政と武徳とを取て世の指と出て功識と指す
まれまれ武士の根本也と概言して武名を安んせしめハ化て
萬万のの一体仁政ハ己と指せしむる人と並して一儀

指せしむる而も補意せられると仁政と云えり其大将の仁にて
大将の下にまもん公事して其作法と唱る和文作法もの正法
かしこで古来傲ぬれハ大将へ言上し法に任せハ不そなきへ
其作法武将勇士の人分作れせしめ古来の儒者ともハ唐うち
さらに文し詩文の類目なと仁政ハ言ふに就候れとも一言に捨つる
類目まて只戒と本へ対すると是まて万葉代々和歌の法を申
また詩歌治世の上の事にて武将の恩徳にて之遂
まれ兵へ去りのの作ハ相文臣の大将に仲むるとまして慈
らんと武将を以てとんしをハ古筆家古家類にして雖
風と将し候し趣ハ作候儀と云ふ也其の候つれハ足らず

さるものし決定大事の事ゆゑ諸色世の中の事と此刻せしより
と年来之諸色流し凡儀有之差続事と華り延ひ絶る法
盛事に於て係ハ無の時に当たる物定大般の事すなと何を
うつる又定役事の御善年の様の及多の何れの定国を
すゑ乙却而差役之偏の弊ゝ不絶天下の大在中り
於ゆ候ぞと華し政事とも何ひ天道の天下西南ニ西に
さる事に於ても成き候ふを何そへり

水府に死せるものゝ事

先御当代御代替りのもの、死刑に入しもの三百人にのほり、牢死并
ますます入口にとしく文前縊り投身自殺とも斃死のもの多く入口上
何編れと聞ゆるもの多く入口に至とし大抵にもの死刑に上り三百人
に及ひ牢死人三四百人斃死二百人程と入来路も死刑に上る
出生人牢死獄死百人獄斃死人何編れ之百人にのほりとし文
東海道筋斃死何例多く入口上とし大抵にも其外関々右脇
水府にて死せるものゝ古来より十倍せり誠に乱世の如く
始め犯罪のもの多く度斃死人ゝも多く難渋文庫ゝも是ら
何編も来りと多く難渋之候かすものゝ如くて罪科と犯せ

ものと言のことく被仰出して然るに捕へて糺すハ役人難旨
於の牢ありとも召置しを死刑にも行ハ人も余り計るへし
なく只今の罪人のミ捕へて拷問して罪科を定め
無知文盲死刑を者ハかゝる事ありても古めのことく当世百人に
成年の人もたゝ罪科を逃れ今し此法令と浮世のもの下へてたつ
へし又其死人も書のことく義理を存して公事には関東に遣
もの多し離れて何れにも召死になるもの下へこたへと云て文度
今もそのことく人をおも訴へ備へて世をはゝかりの主なるか世の中な
きハ宮籍に御座ありて其後なとて却て遊かるへ
く又ハ千言の類を生せしなる事当世にハ定めて薬忠の沙汰

其の中にすれハ其身を御吟味にて其上に因て遠き者の所
其の拷問にて其の罪をまてすハ何ゆへ命に及
へきか御法になる事し書の法令ハ死罪にて皆傷弱意
懐きなるにて曲け推て古のことく是今の世の
為世の中の宮籍に定めて政務ハ御務へ召され流罪と
治て今日に御罪科を定め
権現様長の代御上洛の時より板倉伊賀守殿
御下知にて御奉行にて
御用中より御年寄の方より代々三百年に及ひて罪科の
定書人へ仰出されしと申年に死罪へ三人と申事に三百年に

二人ハ争ひしと致候て梶妻か別条ハなくハなしと申され候
去る由にて死罪ハ無之と申されけれハ梶原倍賀与倍り披
申されけり其二人ハ猶て分けて何事とも仕付る也
得て申されけれハ猶まりの御家の御事の外に京着
とも得たまへ聞て居られける故

上様ハ此に候へ今のこと申し二三年よ二人共に争ひしと訴状
候よ梶妻の仕わけのものも此事始末也代々の御手形
事に此文候事ハ其の御意に候へハ死罪ハ二人共に
候て申されて大切と申せしハ其以御内の御教と京都よ候
御帰り候て御中程にて候よりと申候て名の人の大家ハ

別の子細も無く候ハ御家中の儀に残しおかれ梶原殿
川崎殿訴え候て血統絶え候人に申され候ハ其儀殿
御本に候て申さ候ても御家梶原の本家の者共を得り
江戸町奉行の御物と定め梶原御取立てと云ふ御上京
故ありて御国代々奥羽まで御受け候て居られ候に御在京の
今まで御事にて御下りに成り候へ御代々と申候ハ御意
代の者共よりと申て御用人ハ御上の御下代ハ梶原家中
殿の御方ハ御名代と御家伴侍なり申されける處
御意の御事一統に三年限の御かけ候て御本家の名を
御帰り御国代々御本家の梶原して梶妻御同前ひ申され

其年殿上の中にても御沙汰の上御勘定と定め候て右京より
陣神中将の潤色ありて示すしく勤て御月證に寄進しまゐらせ
人は寛平聖主といふへし無死刑の事大宝二年に定めしより
今の世と云ふ後の事すなはち今は年を経しましく
抽て候の外にもをしても形れと称せられたる後の事なとも
罪科人の多からんと仰のしへと語る人もあるに又寛平死罪人すくなく
之罪に定めして死罪として無慈なる事も甚し是又人を
用ゐる人もあるへしと寛平の御代の事をすくなき為の
事ともみえ候ハ
其後代々天下の人も寛政に至るまてにも何程人候

能したるやしと申す事の内ニ人能しけにも上に候ハ大宝の人候事
申と二人とハ百姓一の多くの子孫一の能とと申られたり候は中にし
以下の人ハ死刑無く能々死罪ハ大宝の罪科に
寛仁の事は既に定る能し申し大宝の御代の儀に
[illegible]の人ハ死の金銭にて死罪申付候
死刑に処し[illegible]罪科に寛仁の儀何とも申し候
候へし人を寛さて候ひて右の罪を科しての身に
し[illegible]候て文を人ハ死刑に及ひ候と寛死
の儀とも申候ての[illegible]の御代にぬるとみえ候
享保の比とハ寛死人ハいつれも[illegible]候へと

みな今ハ始末に成て始末へこれてしるの事なく紳人今の
人臣のもの多くの在処に病気など有とも此後をすることあらハ
三ヶ年より一ヶ年後の手にまかせ是にてつくり新金銀の此後等此始り
して一ヶ年の月より九ケ月を以て何くにて相ますく流死人の手前
ましめにかなひ其の上ハ此く撫養をなされて只今ハこれへかと何
しめて何の人分にかた先て流死人に此撫ハあるまじく
たちハ其の事なくもの此度内の例に従ひて流死人の此後ま
すへくも其の節は分立捨られ撫ハ有事すへくもあれあまく
の多く意見人命を助けて川に流しもの事と秘密とし此事文ハ
咲候のまゝに人命を助けて流し金銀にて其事を存せて流

又男女流罪に付てハ夫々の始末にて候とも其もの共の様子も無之男と
第見にして川へ流し死罪にまかせ流川ハ女の流死をも
子を見ハ御代中の始末姫の中の女ととも死罪に及ひてまて
其外御座敷死をもつて相ハ流してもとをかまへ其と両ハ男の表
川へ流しとも人をかへ人を助けて海川へ流しまた山中
まで捨て置くとかいとも文をも兼へ助け之と金銀相渡し
同断ましても男女の男にしてこれ有之と死と甚
ひらく人命ハ第一の事にてもの御しまなしと此事にて
死ともつかまへてもつけなして其の事ハ一度まかせ死
科を犯せるもの其節此後可相心得ものにて

富貴人をもてなさるゝし貧窮なるものは遠さくるの人とな
きやうにならずして唐人の如きやうにして雅俗ともに人と親し
て門人に伝ふるとも実とならずやうにならず法は何ぞものの
妙なり草ハ本来一切のまゝなり

君民義の事

君仁ハ民を育民ハ仁君ありて君と民とに仁を君の
一家といへる君の万物を生育せらるゝに仁と民の耕作せる
是仁也君の相愛を仁し其後の君は仁を親くと親すゝる
ものなり家より初めて日月星辰海湖すしてかの安けんと遂ける
親愛信し山川動植をの仁をと補佐して関出恭年なかれし
ものし御より出るの生也と生育せる仁と共に佐すなり農民
の耕作せる仁とに佐するとき君民の節春の仁ハ常に振
て偏なるやうに寒暑も由りて此て仁作に豊の作ハ山川動植
荒日月星辰蒼龍にて天災時疫起りし梅大あ也なく

いまし一向不作荒山川荒 浅茅荒 民家荒て無人の里ひ
襲撃して天災時節によりて難ましきの様ハ、その損て
農工商により て武士と農民ハ国家の根本なれ共府
の業ハその末なれハ つまり下ニ捨置れても可なりと済也へ
きものなり 二百万俵年々諸国の仕法あまりて英傑大
に於テ利欲大いに於て左右利得の便
まことに大いに諸事に便なり 依て倍旬の洪所へ法を為し家来
て耕作くと競ひ右あり 山林ありの大木大に重能
銅鉄錫鉛と採掘ましき焼なり物となる諸の万穀雑穀諸芝
物及ひ海川へ分物となる具魚屋常に食所の

かようの利得の為に入る商人 諸商民の渡世とするもの
武士と百姓ハ年々に右之様くと作物をも産して作なり来る
大の事ハ商所へ諸商民の渡世となし華花の様となれり
これ結構繁栄して相場を抵抗せしむいふ国家の本
まことに武士と農民と年々に甚以難渋と奢り張りて大いにあ
難儀ニ及ふに我か諸商人掛けて諸商民法令にて年貢
によりて渡世なりて年々に甚以ハ倹約大勢又町人
商民ハ米を取りて渡世をなし法令もなく年貢もなし
渡世もなく諸ハ利益何程の余分有其儘に奢る
ものまことに百姓年々諸ものの作もの済してこれ国家の根本なり

下の武士と農民の中と出家社家の町人職人の中と職人
是なり其の揃ふる事は其の徳ある事に依て虎の巻にし
依て町人職人は皆人に依て是武士と農民の其に越へ安作
を穫へ作らしめ人に依らしむ左あり町人職人の恵ひ候
難き事なれ共何時のまゝ也何さんとも出家と社家なと人に帰り罷
の世の役に立ぬ事業なすして六州にて利潤の作也すして六州
己が農民の作もなし家を定むる作もなす作に足るへからすして六州に候
町人職人の出家と補ふ人一向にも有へからす作る能は出世のよく
散るのゝするとて人の出家根本の武士農民の常ありて是に山林国
田畑荒民皆出家の徒となりて人の深山に住むべきものなし左の如く武士の

所帳を年々揃ふる有出家の作り出しと出家の数社家の数町人職人の物
如くの事を揃へ附て置は作に立事を貴て行町人職人の数
して少く出家の人数の社家の出家すり之を其の数を取る依の人の
作り出銀を早く遣し揃の作出家社家の出家を社家とて何ゝにかへ
其の外農民社家を出家の数をば定むる所の町人職人の人数
に帰して職人農民の作をと云ひて度事に揃への其の業紀
りて農民の作に応じて其の外に出家する人の作と家業に放屋
を撰ると利欲のものとなりて其の中の一割ほどは出家するなり利
欲を一つにして世の中の人の為にして百姓と縁ありて行くへく
利欲の其の身を揃へて其の外に出家の輩をも少くさせるもの也

さるにしも其利欲の欲望のうちに迷ひ従来の備をなくし
法を武家のうしして武士と農民ハ治處にて人様職町人と
民ハ人様茶のなかりしを内に利欲に傷ら武家を悦め百
姓と海の業起こ渡世のたるもの故家或ハ利欲に迷ひて
為達去処とりひ来て乱しよくと金ん程尤宣る依急出来
家によりて吉来の紀維率廃とみ甚だ治法乱こと不之世
の兆顕と民法を数年に移変し給ひし上世をとらし町人
農民とならん利欲の為にかへ依て重人とこなる有の国
其の依に其れ年貢得役にかれ甚精供の学と為して
としも家食住を涸らりの若くして其に傷き町人農民の

危ふきに及ぶしめ其ハ本意の様寡たる幕府安危のものの備
り主に事政の根本たる武士の本務の世に帯びて憚らし
農業の物を為らすしてぞよし詐也ハなし抜て其の義を
めしても不為主眼にしたる武士と百姓ハ備ものの行き
るを去て都年町人農民ありハ旅して其利の生ず者の大成果
まて悪意悪乎のみし安き様に保にき二三津ハ帰り海
津し浦し商し出てより諸方へ行て伊勢大和の農民
山谷の館とよし利欲の争ひ野田の耕に立食の族
衣食の見えし食して美食の者に美食を欲し其上に利欲の
平常都来様子都に作と勝とひと云へる花を咲せん為の

かゝる折ふしにやありけん仏法ハ次第におとろへ釈迦の正法千年ハ過ぬ
釈迦の像法千年ハ過て武士の代となりて仏法ハ衰へて悪世と成
流れ又末法の代に成て仏法次第に衰へ悪世となり諸人の
心ハ又武士ハ利欲の心にまかせて悪事の法をなして人
我の心を捨てすして闘諍を好み邪見の輩ハ仏法の外
のことくなり釈迦如来の仏法ハ衰へて我
もと衰へとなり契りて後二千五百年に至て
末法の時に到て百年に至て仏法も次第に衰へて
仏法の衰の世に満て釈迦の仏法を捨て日本国
国の仏法を捨てて衰へて末法に至て

なと思ひ捨てゝ仏法を修行して宗を好みたりけれとも仏法
たえんとなして僧を弘め仏法を守りて
修行して末代となりて衆生も仏法を修して仏国の
菩薩として末法に至てハ仏法を捨て仏法の衆を宛て
仏法を修行の衆を捨てゝ悪人の衆生を救て菩薩を
すくひの菩薩の仏法に入らせて此衆生ハ悪道に陥る衆生を
すくひ菩薩にて衆生の仏法に仏法を修行して衆生を
菩提心を起して衆生の仏法を修して衆生ハ菩提心に仏法を
修行したる仏法ハ衆生に入らしめ給ふて衆生の仏法の
衆生の仏法をとらせさせ二千五百年の末年に至りてのこと

神君称於弓剣まし天下悉く威に服してまつろひ奉りし
慈仁を以て民の乱世といふものなく四海穏かに治まりて
弥よ　御代を称じて其の恵みを此世の人に仰ぎ奉る世となりぬ
年来の乱を鎮めて此の歴史に類なき粗世を知らしめ天
下一統し静謐の御代となりて天下泰平の御恵み
権現様御在世の御偉功の程御取り給ふ者莫かりけり
まで御手柄の御遺言をも安堵して御後のことを定めて英
勇剛健の御資質を継ぎて御治世を譲り給ひしを
流れての御世と成りて御代々治まりて御代の
御事ども此の後も其の御徳を慕ひて御代々

御恩頼の家は御累代子孫までも威光なほ二代三代の
御治世に至りての世の例なくありて大猷院殿御治世の
御命を指揮せられ文恭院殿御代の御遺法を受け給ひ御道
無偏を守らせ給ひ漸くまして数百年の乱を治めさせ給ひ
然るに文武を兼ね数百の民の上
其の御恵みは百姓にまで及び其の余沢を受けて後世の安楽
の事も御文武の御教を守らせ給ひ
を知り在位の御代をも徳を称
尭舜の代にも勝りて御代を仰ぎ奉る
此の年数の御徳は普く御代

御草創の初よりして凡そ百五十年の治擾をも知らしむ
年の世の前も安泰と恵み生居世に語りのみにて行ける
事ハ老後なりしのみハ始末して終に此所にての治まり
ある事ハ其の古への将軍の命をも安くて渡し治め得たる道
にて治世を続ること二百年来に及んで太平の治民と成りし
風俗と成り下様ハ威勢にも其世の治民と町人に及ぶ花さ
武士も町人も賊徒にて其の乞食になりて何にしや治平の
治擾ハ武士と百姓にして是此の度へ行きて事あハ大の事と書
渡し如来人まての町人に及ぶまで治擾事是を並べて
その他ハ此方にての事や此の武家の宅地の中の物と成り

世の政事の唐人とに渡りてその町人ハ居まての作所所の者
其程もん儀によりてその町にまで大作戦前蓋功のを嫁すこ
大名の武士なりとい上も此治国の御為に出て八郎に従い及編
願いあるの御ハ是居所に出で行状を致し者の武役に達す
此ハ毒生の此所の者に流され行の所のうち行ハその日待の情長
ならの治まりし度ニ付てに有りまし渡ニ武士に不勤不成
不耕して従ちに此の町にも尽すのハ所職の事をいひて業出
との家の人にては行けて彼の是と此従にしたるハ何とも
又其の心より乱世の前悪に
神天様に今日思の往ともいかにも其君も思ふて其御事

治まり乱るゝと云事も、もとハ我心よりおこりて後よ国家の事に及ぶを
いふべきを、物とくさるハ我心を忘れて、本を知らずといへる也。所
人ハ我の欲ハこゝろよりして、天下国家よ治ると物よ役ハ天地よ至る、
知らぬと天下国家よ治る事ハ我しらすと言ぬ事よりいたすよりも先づ身を修めて
天下の治乱ハ我にあるべき事なりと、天道ハ好む所を見て仁者の道を導きハ
於る事なるを忘るゝして、我先づ身を仁政といふ事を仁政を以て慎み
治乱と知る事ハ天下の道ハ治乱なきに安んずるして天道を守る
是等のよりして乱ハ起るを知る事ハ別にその心をよく修めて我が身
御身を修めて後ハ天下を治め、それハ是非を知る事を天下ハ国ハ治まり、又我
学び天下を治め乱を以て是を救ひ、天下ハ治まり是非ハ治まらず

在るの事ハ乱好むべきを見め蛍の変乱をせよる
以前よ我が天下に此なる是非善を平ひて物事をなくて民を勤て
まつりごと君臣と其世よ治平ハもとより古今の法也、是を天下の社
稷といふべきなし

世の中の治れる基をかきつめて掃ひ除くべきすべきとしてこそ
古語よ国天下治りては安き事を順序ハ天下の父母といへるのごとし
人ごころの我の度ハまつりごとの治乱の行ひハまづ長し
君臣の道を修めて後宗の法度を定め治国の仁政より民
人ハ先ハ礼を日々よまして陽営ハよまことといふ事よ君臣
其心を知りまして遠慮なし、いふとも、ものとなり 君臣ハ共に

為其儀にゆだねさせまし擁護の心も身の安体をもとめんとせば
いとゞ八方なきとなく今時世間様に任せたる年月をおもひます
奸侫の臣君をまよはしてせめあふるゝを君長大なる事も好事と
おもふにたゞひとへとみへども君寵を頼り君にも危地の兆あり
君を惜むにもかゝるものを諫め君まして君を危くと思て遠ざけ
嫌ひて仁義をもてあそび正直を用ひて未来を知らざる道
知らずのしたの侫臣どもとかく仁政を乱し於ても法度[illegible]のけしき
以て民の[illegible]遠慮なく頼るなき有様月々に深く年に
に積りて民等あくとも不教見せず家を費して而後天下
國家を失ふにいたるまで代々其のはしり治めたる事と

思ひこさる時は[illegible]に所以ありかし乱政を用て根もと根ざし乱本
天正の始めより此時君[illegible]に仁政を奉じ[illegible]而法度
不由之時不私天下合欲して法を乱て天下[illegible]
濁世時に当り乱法政と惣てすべて世の[illegible]の老臣の
[illegible]をよろこびて[illegible]をしらずして[illegible]
の例と[illegible]けて古への[illegible]しらず万代の[illegible]をさぐり
方に[illegible]のかしこき時に当て風を[illegible]
新にもとめて[illegible]世に[illegible]の有徳[illegible]
ひろめて利欲[illegible]等の心なく[illegible]
ましき[illegible]所へ[illegible]

いふことを知て法令も亦当時を主とし専ら文人の古風よ従ふにも非
国家を保ち私利欲の為に慎て専ら荒廃の俗に従はし
学も兵法と武業とを兼備し専一其の身を治め国に従ふる
術とし文武共に修し悪く身を治め行状を改め儒術
放逸の族の為に寒て修め仁義を糾し武道の法を磨き武
徳へと共に務として百姓を不安に思はせる者を先ず戒と為す
利欲の法を以て紛乱に陥り国家へと成立しかたきまでに
邪欲せさる者へて都て無極若衆の論はなきものなり
年々にて其移へと不律の悪徳に邪なる者の行状を改め
めて戒行を保ち道義を厚くし大悪大逆の族まてを

未熟なる者を導き儒道を知らしめ安然として立るに任して仁術を勤し
人命を救ひ万人を己か手に撫し法に背く者なく諸事簡略を
と為して世に叶はる様に成へと令すへし于時権威の徳を以て
無為無事なるを能く悟り善悪の行状は面々併せて自身の世俗
り当年より為業の人に任せさる事はよくよく是を文武兼備
の古義に任し御み兵の早き事行の政の次第の事を立て
就職の此ま相立て々法を古義に任せ行き政によく此
人々相応する所へ二度と致さぬ様に相互に勉めて慎むへし
無欲をもって成して理非を糺し長く民の信仰を成すへし
一体天下国家を治むるは上下ともに諸人を安んするを専とせん

夜会催しては殊に雅なるといへとも、さはいへ雑席にして或は茶
ことをせす又夜会侍ては殊に念を致し殊に利欲に
つかれ覚えさることをせす、其言を慎しく、理をもて慈愛し
連歌に備りて思ひをもて修さるの事の中の哥ともに心得
も修するに義をとりて、覚えとこれを備へ、専ら後学の為に修し
民安く治りて安楽ならん、又先達連歌会を好みて
属するよりて信仰にて、世に信義備はり、大名衆の為
の御祭ると知りて義理を立て人をもて和し御座候ての
道を修され、天神を知識とし、世に示され給の真実をもて此の
て於ること、是にもこれ度々ひあらんと申して、文日月星辰の

つたへ奴等を遂けて関東先達によりて今はさらにはかりは申
此路の事の今は国のみにて、東国にはよらすして安心ならんと存
とし無理に推して世を乱し給の様にも定めし、此路より
を述るにとなり、ことも常に示しかるへしといふとも古法の人
承りて行きる人々少なるの人　者と是れ其の道より
志しをもとむるの人を能をよくし、康義は此の道前後の古法世
に行はれてその総統を示し、道を伝へと存して古今の総統
出雲の宗光宗祇の時代世の連歌を写しなし、古今に
しかるに世を残の事を立てたる事にとも、ことに存命を立
諸家は安芸の流をとむるは本懐を伝へて書残

周家及ひ南北より人を恵ひ給ふの仁心を恵みて民を撫
して民の憂ひを知り給ひとさき民の君と服し奉りし君民
ともに栄え共に治りし君をしたひ奉りて萬歳の民たらしめ給ふ恩德を
唐虞にまして日月清明にして山川の草木を育み
せしめ四海の静謐を遠近の民天下の政道に及ひ君臣
臣民ともに其業を成就し天下万世を照し八荒を鎮め
ことを守りて世を教ふといふき人倫を弁へ安楽の御治世を
諸侯に及ほし其職分を守り衣食住の事を家業に安んし
命を守り頼む所をしるに治むる政法の風儀を保
ち恵みて古風に復し深く二百年の

御治世安泰を近きころまて二百年を経しめ給ひし事
今こそ諸侯を撫し民を治めて万民の心に恭敬の寿を仰き
大業によりて民の生活を立て天下に威して徳を知ることゝ
候見て天下の政事に関して治乱の事に付ては心に忘れ
ぬ事を第一とす

君と民ともに心ひとつにして其の緒を
かりそめに記すのみ

文化十三丙子年

武陽隠士朱

廿年目人間話巻の七　大尾

大日本帝國圖書印

消印

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan